

# 大阪府在日外国人施策に関する指針（概要版）

## 在日外国人の人権をめぐる国内外の動向

- ・世界人権宣言のもと、国際人権規約等の多くの人権条約が制定
- ・国連におけるSDGsの採択⇒国内におけるSDGs実施指針の策定⇒地方自治体の役割・取組みの重要性について明記
- 【国における動き】
  - ・地域における多文化共生推進プランの策定・改訂
  - ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行等
- 【府における動き】
  - ・大阪府人権尊重の社会づくり条例の改正
  - ・大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例の施行等

## 大阪で暮らす在日外国人の状況

【国籍・地域別】 H14 (2002)		【在留資格別】 H14 (2002)		【外国人労働者数】
H14 (2002) 210,897人 140 国籍・地域	韓国・朝鮮 (152,768人、72.4%) 中国 (33,375人、15.8%) ブラジル (4,946人、2.3%) フィリピン (4,367人、2.1%)	特別永住者 (130,888人、62.1%) 永住者 (21,985人、10.4%) 日本人の配偶者 (13,025人、6.2%) 定住者 (11,794人、5.6%)		H20 (2008) 24,065人
	↓ R4 (2022)	↓ R4 (2022)	↓ R4 (2022)	↓ (約5倍)
R4 (2022) 262,681人 170 国籍・地域	韓国・朝鮮 (90,141人、34.3%) 中国 (66,715人、25.4%) ベトナム (45,344人、17.3%) フィリピン (9,944人、3.8%)	特別永住者 (74,706人、28.4%) 永住者 (57,379人、21.8%) 留学 (28,666人、10.9%) 技術・人文・国際 (25,466人、9.7%)		R4 (2022) 124,570人

## 指針改正の考え方

- ・外国人数の増加や多国籍化など、在日外国人を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、ヘイトスピーチの解消や多言語によるコミュニケーション支援などの今日的課題への対応が求められる。
- ・これまでの基本的な理念を踏まえつつ、現在の在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、今後の府としての在日外国人施策の方向性を示す。

## 目標

すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現

## 【視点】

- ・人権尊重の社会づくり
- ・個々の文化を保持しながら共生できる社会づくり
- ・地域社会の住民として安心して暮らせる社会づくり

## 在日外国人施策の基本的方向等

在日外国人を取り巻く状況の変化や今日的課題を踏まえ、人権尊重意識の高揚や日常生活の様々な場面における多言語による情報提供、相談体制の充実を図る。

基本的方向	人権尊重意識の高揚と啓発の充実	生活情報の提供と相談機能の充実	安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実	安全を守る災害支援体制の充実	安心して生活できる住宅・就労支援の充実	国際理解教育・在日外国人教育の充実	地域・府政への参画促進
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府民啓発の充実・相互理解の促進</li> <li>● ヘイトスピーチ解消推進条例の周知・啓発【新】</li> <li>● 新たな在留管理制度に対する国への要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活情報提供の充実</li> <li>● ICTの活用による多言語情報提供【新】</li> <li>● 相談機能の充実</li> <li>● 案内標識の整備</li> <li>● 日本語学習機会の情報提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康に暮らすための体制の充実</li> <li>● 感染症流行時における対応【新】</li> <li>● 福祉サービスの利用促進</li> <li>● 法制度の改善等の国への要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報発信等による支援【新】</li> <li>● 効果的な情報伝達体制の整備【新】</li> <li>● 避難所における支援【新】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅入居にかかわる啓発等の充実</li> <li>● 多言語による情報提供【新】</li> <li>● 就労にかかわる啓発等の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実</li> <li>● 交流機会の拡充</li> <li>● 在日外国人教育の充実</li> <li>● 多言語による情報提供・個別相談【新】</li> <li>● 外国籍の子どもたちへの就学支援【新】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会への参画支援【新】</li> <li>● 留学生の就職促進【新】</li> <li>● 府政への参画促進</li> </ul>

## 【推進体制】

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 市町村・NPO・事業者等との連携
- 3 国への働きかけ

【大阪府在日外国人施策に関する指針】平成14（2002）年12月策定、令和5（2023）年3月改正